

議案第 39 号

令和6年度 奈義町一般会計補正予算 (第8号)

令和6年度奈義町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和 7年 3月21日 提出 奈義町長 奥 正 親

令和 7年 3月21日 議決 奈義町議会議長 岡 立

第1表 繰越明許費

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	ゴヲガツボ線改良事業費	31,000
8 土木費	3 河川費	緊急自然災害防止 対策事業費	19,500

